第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五条第九項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス） **第六条の三**　法第五条第九項に規定する主務省令で定める障害福祉サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助とする。 （法第五条第十三項に規定する主務省令で定める者） **第六条の七の二**　法第五条第十三項に規定する主務省令で定める者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者とする。 （法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事項） **第六条の七の三**　法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　障害の種類及び程度 二　就労に関する意向 三　就労に関する経験 四　就労するために必要な配慮及び支援 五　就労するために適切な作業の環境 六　前各号に掲げるもののほか、適切な選択のために必要な事項 （法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜） **第六条の七の四**　法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜は、次に掲げる便宜とする。 一　障害福祉サービス事業を行う者、特定相談支援事業を行う者、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、教育機関、医療機関その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整 二　地域における障害者の就労に係る社会資源、障害者の雇用に関する事例等に関する情報の提供及び助言 三　前二号に掲げるもののほか、必要な支援 （法第五条第十四項に規定する主務省令で定める事由） **第六条の七の五**　法第五条第十四項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 一・二　（略） （法第五条第十四項に規定する主務省令で定める期間） **第六条の八**　法第五条第十四項に規定する主務省令で定める期間は、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合にあっては、三年又は五年とする。 （法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜） **第六条の九**　法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者若しくは六十五歳以上の障害者（六十五歳に達する前五年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、六十五歳に達する前日において就	（法第五条第九項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス） **第六条の三**　法第五条第九項に規定する主務省令で定める障害福祉サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助とする。 （新設） （新設） （新設） （法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事由） **第六条の七の二**　法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 一・二　（略） （法第五条第十三項に規定する主務省令で定める期間） **第六条の八**　法第五条第十三項に規定する主務省令で定める期間は、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合にあっては、三年又は五年とする。 （法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜） **第六条の九**　法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者若しくは六十五歳以上の障害者（六十五歳に達する前五年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、六十五歳に達する前日において就